「令和７年度携帯電話及び全国 BWA 等に係る電波の有効利用の程度の評価結果（案）」に対する
意見募集の結果と提出された意見に対する電波監理審議会の考え方

■意見募集期間：令和８年１月 14 日（水）～２月 12 日（木）

■提出された意見の件数：１０件【法人６件、個人４件】
※提出意見数は、意見提出者数としています。

■意見提出者：法人【６件】
（五十音順）株式会社 NTT ドコモ、KDDI 株式会社、株式会社 JTOWER、ソフトバンク株式会社、UQ コミュニケーションズ株式会社、Wireless City Planning 株式会社
個人【４件】

■提出された意見に対する電波監理審議会の考え方

No.	意見提出者	提出された意見	電波監理審議会の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	株式会社 NTT ドコモ	（該当箇所：総論） 電波監理審議会の有効利用評価部会における免許人ヒアリングにて、周波数利用に関する取組状況の説明機会を設けて頂いたことに感謝申し上げます。携帯電話及び全国 BWA に係る電波の利用状況調査については、有限希少な電波資源の有効活用を促進する観点で重要と考えます。引き続き、電波の有効利用促進に努めていきたいと考えます。	いただいたご意見については、賛同意見として承るとともに、電波の更なる有効利用に向けた引き続きの取組を期待します。	無
		（該当箇所：Ⅴ 今後の検討課題 ①Sub6 帯の評価変更（P.47）） ・Sub6 帯は、トラヒックの高いエリアを重点的に整備することで電波の有効利用に資する周波数帯であり、地域ごとのトラヒック需要の実態を適切に反映できる、ニーズ連動型の評価基準が理想であると考えます。そのため当社としては、Sub6 展開率を基準とする評価手法の採用を希望します。	Sub6 展開率については本案に記載のとおり、高トラヒックエリアを対象とした事業者・周波数横断的な目標であるため、電波の有効利用の評価基準としては、全国の居住地域を対象とする人口カバー率を用いた方が普遍的であり、より適切であると考えます。	無

			なお、Sub6 帯の人口カバー率の基準（しきい値）の検討に当たっては、頂いたご意見も参考とさせていただきます。	
		・Sub6 帯は、衛星通信事業者や電波高度計・公共業務用無線との干渉影響を考慮して、被干渉となる設備の設置場所や運用範囲から一定距離内の構築不可地域が存在します。当社は衛星通信事業者との調整を継続しておりますが、構築不可地域が一定範囲残存する見込みです。そのため当社としては、干渉条件を考慮した評価基準の採用を希望します。	衛星システムや航空システム等との干渉条件も加味した評価基準については、本案に記載のとおり、継続して検討を進めることとしております。	無
		（該当箇所：その他：調査の簡素化について） 令和 7 年度調査においては、有効利用評価方針に準じた調査項目の簡素化として、前年度から調査項目の見直しや集約を実施いただき、感謝申し上げます。 当該調査項目は多岐にわたり、その対象となるデータも多いことから、次年度以降においても引き続き以下の点について考慮いただくことを希望します。 ・有効利用評価方針に準じた調査項目の簡素化や集約 ・事業者における集計・チェック稼働を考慮した十分な調査期間の確保 ・データ処理がしやすい形での調査様式やとりまとめ様式の改善	いただいた利用状況調査の調査項目に関するご意見については、総務省において今後の参考としていただきたいと考えます。	無
2	KDDI 株式会社	（Ⅴ 今後の検討課題 ①Sub6 帯に係る評価） Sub6 帯は、非常に広帯域な周波数帯域幅（100MHz 幅）であり、主に通信容量が逼迫するエリアを対策するために活用しておりますが、複数の Sub6 帯（100MHz 幅×2 波）を同じ規模で設備投資をおこなうことは、開設計画の認定当初から想定しておりません。 そのため、Sub6 帯の評価方法に関しては、携帯電話事業各社の周波数活用方針や事業戦略を踏まえ、個別の周波数帯域ごとではなく、割り当てられた Sub6 帯全体を総合的に評価する枠組みとするなど、慎重に検討いただくことを希望します。	割当てを受けたそれぞれの周波数が有効に利用されているか否かを評価するに当たっては、周波数ごとに評価を行うことが必要と考えますが、Sub6 帯の評価については、本案に示す方向性により評価方針の改定を行った後も、干渉条件も加味した評価基準等の検討を含め、引き続き適時適切な検討が必要と考えます。	無

		（該当箇所：Ⅴ 今後の検討課題 ②NTNに係る評価） 弊社は、2025年4月より低軌道衛星を用いた衛星ダイレクト通信サービス「au Starlink Direct」の提供を開始しております。本サービスは、地上ネットワークの圏外エリアにおける通信確保等に貢献するものと考えております。 一方で、NTNサービスは業界全体としてまだ導入期にあり、そのユースケースや技術、事業モデルは発展途上にあると考えています。 NTNに係る有効利用評価の具体的な方針や評価項目の検討を進められるにあたっては、弊社を含む各事業者のサービス提供状況や今後の計画、技術の進展などを十分に見極めながら、慎重に検討いただくことを希望します。	新たなサービス等に対する評価の在り方の検討に当たっては、いただいたご意見等を踏まえ、適時適切に検討を行ってまいります。	無
		（該当箇所：Ⅴ 今後の検討課題 ③ミリ波帯に係る評価） ミリ波帯の利用拡大に向けて、中継局や高出力端末（HPUE）といった新たな技術の導入や、ユースケース開拓などの各事業者の取組を、有効利用評価において何らかの形で加味することに賛同いたします。 評価の枠組みを具体的に検討されるにあたりましては、現在例示されている技術（中継局や高出力端末等）に限定するのではなく、将来的に登場しうる様々な技術革新も評価の対象としていただくことを希望いたします。	いただいたご意見については、賛同意見として承るとともに、有効利用評価方針の改定案の検討の参考とさせていただきます。	無
		（該当箇所：Ⅴ 今後の検討課題 ④定性評価の見直しに係る評価） 定性評価の評価項目について、概ね各事業者とも標準的な評価に達しており今後の大きな変化が予想されないものについては見直しを検討することに、賛同いたします。 実態に鑑み、役割を終えた評価項目を適宜見直すとともに、今後重要性が増す新たな分野へ評価の重点を移していくことは、電波の有効利用をより一層促進する上で、合理的かつ時宜にかなったものであると考えます。	いただいたご意見については、賛同意見として承るとともに、調査・評価の継続性も考慮しつつ、今後も適時適切な見直しを図ってまいります。	無

３	株　式　会　社 JTOWER	（該当箇所：P33　Ⅲ 定性評価　３－２ 定性評価 各論 （１）５Ｇ基地局におけるインフラシェアリング ） まず、総務省殿には、シェアリング事業の環境整備として、「鉄塔等提供事業の認定等」について制度整備を頂く等、日々、通信市場の細部にまで目を向けて頂き有難く思います。この場をお借りして御礼申し上げます。 インフラシェアリングに係る定性評価について、多角的な視点として、「屋外・屋内」の内訳、「①工作物等、②電気通信設備」の内訳が継続して記載された点については、実態の把握が進むと共に、より充実した評価につながるものと考えるため、令和８年度以降も継続して行って頂くことが適切と考えます。 また、「一定の計画を有しているものと認められ、「b」評価としている。」という点については、シェアリング市場の拡大と共に定量的な評価についてもご検討をいただければと考えます。 特に、屋内整備については、市場環境としても複数のインフラシェアリング事業者が参入し技術、サービス、価格において競争が始まっています。 電気通信の市場の一つとして総務省殿内の通信政策を行う課と連携の元、市場環境の適正性の確認と共に、インフラシェアリングの実績について定量評価をする、パッシブ/アクティブシェアリングの程度等、多角的な視点による電波の有効利用を評価することが必要な時期が来ていると考えます。 そのため、今後の情報収集については、例えば、電気通信事業報告規則等にてシェアリング事業者に対しても報告を求めるといったことも検討に値すると考えます。	いただいたご意見については、賛同意見として承るとともに、今後の参考とさせていただきます。 なお、本案は、電波監理審議会において電波の有効利用の程度の評価を行ったものであり、電気通信事業法に基づく報告に関するご意見は、本意見募集の対象外です。	無
		（該当箇所：P47　②NTNに係る評価） NTNを評価する最も重要な観点としては、トラヒック量の増減や通信速度といった定量的な指標ではなく、電波の有効利用の程度、すなわち最終利用者の目線を重視て、付加的な利便性の向上に寄与しているのか等の視点で評価軸を検討することが必要と考えます。 なお、「地上系の補完的位置づけ」という背景には地上にある	いただいたご意見については、今後のＮＴＮに係る評価の検討の参考とさせていただきます。	無

		携帯電話基地局数（地上局）の増減、とりわけ減少との相関関係が念頭にあるものと推察します。この点については、今後、注視を行う必要があるとともに、評価軸の１つとしても留意すべきと考えます。		
		（該当箇所：P47　③ミリ波帯に係る評価） 　ミリ波については、「事業者すべてが、昨年度に引き続き、昨年度から通信量が減少した地域が生じている」と評価された点については、「エリアの拡大、対応端末の普及、ユースケース・アプリケーションの開発やユーザーへの周知などの多面的な取り組みが必要」とされているところ、設備投資の効率化観点では、インフラシェアリングの活用についても、多面的な取組の１項目として、取り上げて頂くことが必要と考えます。	いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。	無
４、５	ソフトバンク株式会社/Wireless City Planning株式会社	（総論） 　「電波の利用状況調査」は、「電波の見える化」及び「電波の有効利用推進」の観点で有意義な取組であると考えます。 　また、電波の利用状況調査の評価を事業者の利用実態に即した内容としていくため、事業者による「周波数利用の状況」に関する説明機会を継続的に設け、電波監理審議会の理解を一層深めていくことは、引き続き重要であると考えます。	いただいたご意見については、賛同意見として承ります。	無
		（該当箇所：47頁　Ⅴ 今後の検討課題） 　本評価結果（案）の「今後の検討課題」の中で、一部の定性評価項目の削除も含めた見直しが検討されていますが、本意見書の「総論」で記載の通り、電波監理審議会の理解が一層深まっていく中で、より事業者の利用実態に即した評価とするための取組によるものであり、当該見直しに賛同します。 　その上で、「今後の検討課題」に示されている項目や、それ以外の評価基準についても、電波の有効利用の更なる推進を図るため、例えば以下の観点を考慮しつつ、評価基準の継続的な見直しを行うことが重要と考えます。	いただいたご意見については、賛同意見として承るとともに、ご提示いただいている観点や、調査・評価の継続性も考慮しつつ、今後も適時適切な見直しを図ってまいります。	無

		- 開設指針等、割当て時の要件や示されている考え方との整合性 - 各評価基準と各社の各周波数帯別調査結果との乖離状況（継続的な調査データの傾向を踏まえた見直しの実施） - 各周波数帯の特性を踏まえた評価基準の設定 - 他社との単純な相対評価とせず、より合理的な基準※の採用等 ※評価結果に係る事業者の予見性確保が可能となる明確な基準の設定 等		
		一方で、今後新たな調査項目や評価基準の設定を検討するにあたっては、サービス形態の多様化や技術の進展等を踏まえつつ、当該事項を評価対象とすることの必要性や妥当性、評価を開始するタイミングも含めて慎重に検討する必要があると考えます。 例えば、「今後の検討課題」においてNTNに係る評価について示されていますが、設定される調査項目や評価基準の内容によっては、事業者のサービス設計や既存の地上系ネットワークの在り方に影響を与える可能性があることから、評価を行うか否かも含めて慎重な検討が必要と考えます。 あわせて、新たな調査項目や評価基準の設定を検討するにあたっては、調査回答の可否や事業者の作業負荷、経営戦略等への影響についても配慮頂くともに、調査結果や評価結果の公表の在り方についても、事業者と連携の上、検討することを希望します。	新たなサービス等に対する評価の在り方の検討等に当たっては、いただいたご意見等を踏まえ、適時適切に検討を行ってまいります。 なお、いただいたご意見のうち、利用状況調査に関する部分については、総務省において今後の参考としていただきたいと考えます。	無
6	UQ コミュニケーションズ株式会社	（該当箇所：Ⅴ　今後の検討課題　②NTNに係る評価） 2.5GHz帯について、弊社は高度化BWAによる全国的なデータ通信サービスの中核として利用してきた周波数帯であり、現在は順次5Gへのマイグレーションを進めております。引き続き地上系ネットワークの品質向上に努める状況です。 原案にも示されているとおり、「衛星ダイレクト通信を提供しているのは一部の事業者に限られている」ことから、NTNサービスは依然として業界全体にて導入初期の段階であり、技術仕様・サービス仕様ともに今後発展していくと認識しております。	新たなサービス等に対する評価の在り方の検討に当たっては、いただいたご意見等を踏まえ、適時適切に検討を行ってまいります。	無

		NTNの評価導入においては、各事業者への割当て周波数のNTN利用が制度上可能か否かを前提に整理し、その上で、NTNサービスを既に導入している、または導入計画を有する事業者を評価対象とし、サービス提供状況・今後の計画・技術の進展等に応じて評価の在り方を検討いただくことが適当と考えます。		
		（該当箇所：Ⅴ　今後の検討課題　④定性評価の見直し） 一定の成果が定着した項目を整理することで、今後の電波利用の高度化や新規ニーズの把握等、将来志向の調査・検討に重点を置くことが可能と考えるため、「既存の調査項目のうち、各事業者が概ね標準的な水準に達し、今後大きな変化が見込みにくいものについて整理・見直しを検討する」との原案に賛同いたします。	いただいたご意見については、賛同意見として承るとともに、今後も、調査・評価の継続性も考慮しつつ、今後も適時適切な見直しを図ってまいります。	無
7	個人１	ここ５年、ドコモは繋がりにくいと言われているが、その通りの結果となった。明確な改善が見受けられないので、総務省は強い言動でドコモに改善命令を出させ、ドコモは、ドコモユーザーの不満を解消する施策をしてほしい。 5GSAの評価はどうなのか。スターリンクが当たり前のサービスになるか。そして、将来の６Ｇの普及は、５Ｇの反省を踏まえて、スピーディーに行うべき。 〝有限希少で国民共有の財産である電波の一層の有効利用が求められている〟のは、テレビ・ラジオ局にも言えるはずだ。総務省は各局に対し、合格基準が極めて厳しい審査をすべきだ。なお、合格しても、電波料を大幅に引き上げる必要があると言えそうだ。	各事業者においては、評価結果も踏まえ、電波の更なる有効利用に向けた引き続きの取組を期待します。 中段の、６Ｇの普及に関するご意見については、今後の総務省における検討に当たって参考としていただきたいと考えます。 また、本案は、電波監理審議会において電波の有効利用の程度の評価を行ったものであり、後段のテレビ・ラジオの審査等に関するご意見については、本意見募集の対象外です。	無
8	個人２	「令和七年度携帯電話及び全国BWA等に係る電波の有効利用の程度の評価結果（案）」に関し、利用者目線と社会インフラとしての観点から、ご意見およびご提案を申し上げます。 本評価結果（案）において、NTT ドコモの二十八ギガヘルツ帯は、全国の基地局数が他社と比べて大きく下回り、総合評価がCとされ、特に関東、北陸、東海、近畿で基地局数が他社より少ない旨が示されています。二十八ギガヘルツ帯はスポット的なトラヒック対策としての性格が強く、ゆえに人流が一点に集中する場所での品質が、その周波数帯の有効利用を最も端的に表す指標に		

		なります。現に、品川駅のような大規模ターミナルでは混雑時の通信遅延やいわゆるパケット詰まりが体感されており、キャッシュレス決済、乗換案内、災害時情報取得など、駅という生活動線の要所で通信品質が落ちることは、利便性の問題に留まらず公共性のリスクとして扱うべきです。 　第一に、基地局数やカバー率中心の評価に加え、混雑地点における実効性能を明示的に評価項目へ組み込むことをご提案します。具体的には、主要駅や主要乗換拠点におけるピーク時間帯の下り上りスループット、遅延、接続維持率、再接続頻度など、利用者が体感しやすい指標を、一定の測定条件で継続的に公表可能な形に整備することが合理的です。平均値だけでは混雑スポットの課題が埋もれやすく、最も苦情が集中する時間帯と場所の実態が評価に反映されにくいためです。 　第二に、駅構内の対策を事業者任せの努力目標に留めず、鉄道事業者等との連携を前提にした実装モデルを制度的に後押しすることをご提案します。駅は屋内要素と金属構造の影響を受け、単純なマクロ基地局だけでは容量も品質も安定しにくい局面があります。小型基地局や分散アンテナ方式、必要に応じたミリ波の面的ではなく点的な配置を組み合わせ、さらに基地局の背後回線の容量確保まで含めた一体整備を促進する枠組みが必要です。複数事業者が同一施設内で個別整備を繰り返すと費用対効果が落ちやすいため、共用設備や中立ホスト型の導入など、重複を減らしつつ利用者利益を最大化する方向が合理的と考えます。 　第三に、評価が C となった周波数帯については、改善計画の提出と進捗の可視化を、より強い実効性をもって運用することをご提案します。地域別の課題が明確に示されている以上、地域ごとの重点地点設定、年度ごとの到達目標、未達時の追加対応の考え方まで含めて開示されることで、評価が単なる指摘で終わらず、社会的説明責任と改善のインセンティブが両立します。 　以上のとおり、本評価結果（案）の問題提起は妥当でありつつ、利用者が最も困る混雑地点での実効品質を、評価と改善の中心に据えることが、今後の 5G 主流化に照らして合理的であると考えます。ご検討のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。	通信品質を評価に取り入れるご意見については、本案の「Ⅴ 今後の検討課題」「⑤ 人口カバレッジ等に係る指標」に記載のとおり、総務省において引き続き調査を継続し、その結果を踏まえて当審議会において検討することが適当と考えます。 　本案は、電波監理審議会において電波の有効利用の程度の評価を行ったものであり、駅構内における基地局の整備に関するご意見については、本意見募集の対象外です。 　評価がＣとなった周波数帯については、より一層の電波の有効利用の促進が必要と認められるため、各事業者においては、評価結果も踏まえてその要因分析を自ら行い、改善を図ることによって、電波の有効利用につなげていくことを期待します。	無

９	個人３	本案には絶対賛成とも絶対反対とも言えません。 肯定的側面　4G の広範な普及維持、5G インフラシェアリングの定着、災害対策の強化、KDDI のドローン活用などは高く評価されています。 批判的側面　ミリ波の活用不足、Sub6 帯での品質重視によるカバー率低下、楽天モバイルの整備計画未達などが問題視されています。	いただいたご意見については、本案に記載された内容の一部を端的に記載したものとして承ります。	無
10	個人４	令和 7 年度携帯電話及び全国 BWA 等電波有効利用評価結果（案）に対する意見を申し上げます。 評価結果（案）を支持しますが、携帯電話・全国 BWA の電波有効利用評価を機に、大手の値上げラッシュを止め、通信料金を公共料金化すべきです。 評価で地方カバー率の遅れ（普及率 75% vs 都市 90%、総務省 2025 年データ）が明らかですが、大手寡占（シェア 90%）による料金高止まり（月 5,000 円超）が弱者（高齢者・低所得層）のアクセスを阻害しています。 数年前の菅政権では「大幅値下げ余地がある」としていたのに、いつの間にか毎年のように値上げし続け、コスト上昇を言い訳に国民に負担を押し付けています。儲かりすぎてる証拠（利益率 20-30%）であり、金儲け優先をこれ以上好き勝手させてはいけません。 若者は定期的に料金見直したり MVNO にネットで乗り換えたりできるからまだ対応できますが、高齢者はそうはいかず、店舗のある大手に頼るしかない状況です。そこで高額な手数料に加え毎月の負担までさせるというのは、国として通信というものをどう考えてるのか疑問に感じます。本当にこの問題は闇深いので、早急に是正すべきです。 電波は国民共有の有限資源なので、評価が厳しくなるなら公共料金化で基本プランを月 3,000 円以下に上限設定し、シンプルプラン限定にすれば、家計負担 10-20%軽減が可能。段階制禁止とデータ無制限低価格プラン・低容量プラン義務化で、高齢者のビデオ通話やオンライン医療利用を促進し、地方デバイドを解消します。MNP 簡易化（オンライン即時審査、信用情報不要）と手数料・解約金・複雑割引、実質的レンタル販売を禁止すれば、乗り換え率 20%向上。店舗スタッフやサポートセンターの負担軽減にもな	いただいたご意見については、参考として承ります。 なお、本案は、電波監理審議会において電波の有効利用の程度の評価を行ったものであり、通信料金に関するご意見については、本意見募集の対象外です。	無

		ります。 　MVNO 躍進で競争活性化、中古市場活性化。端末分離（家電量販店自由価格）で余剰在庫廃棄削減（CO2 排出 5%低減）。日本メーカーの長寿命端末奨励で弱者負担 15%軽減。 　地方光回線普及義務化で IP 放送推進し、情報格差埋めと通信全体 CO2 排出 5-10%低減を実現。これで金儲け優先を終わらせ、持続可能な社会を構築できます。評価結果（案）に公共料金化を強く反映を求めます。よろしくお願いいたします。		